

伊豆の国市企業管理規程第6号

伊豆の国市簡易水道事業給水条例施行規程をここに制定する。

令和6年11月13日

伊豆の国市長 山下正行

伊豆の国市簡易水道事業給水条例施行規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 工事及び費用（第2条—第6条）

第3章 給水（第7条—第12条）

第4章 料金等（第13条—第16条）

第5章 管理（第17条—第19条）

第6章 雜則（第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、伊豆の国市簡易水道事業給水条例（令和4年伊豆の国市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第2条 条例第5条に規定する給水装置の新設、改造、修繕及び撤去（以下「給水装置工事」という。）の申込みは、様式第1号による。

2 前項の規定にかかわらず、仮設給水（工事その他一時的に使用する場合をいう。）の申込みは、様式第2号による。

（利害関係人の同意等）

第3条 条例第5条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置しようとするとき 当該家屋又は土地所有者の同意書
 - (2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき 当該給水装置所有者の同意書
- 2 前項の同意書は、様式第1号の所定の記載をもってこれに代えることができる。
(工事設計審査の申込み)

第4条 条例第7条第2項の規定による給水装置工事設計審査の申込みは、様式第3号による。

(工事検査の申込み)

第5条 条例第7条第2項の規定による給水装置工事の工事検査の申込みは、様式第4号及び様式第5号による。

(工事費概算額予納の特例)

第6条 条例第12条第1項ただし書に規定する管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項に定める管理者をいう。以下同じ。）がその必要がないと認めた工事とは、官公署、官公立の病院及び学校その他これに準ずるもの工事とする。

第3章 給水

(メーターの設置)

第7条 条例第9条第1項に規定するメーターの設置場所は、検針しやすく、衛生的で、かつ、管理しやすい場所とする。

- 2 使用者は、前項の設置場所に点検又は修理の障害となる物件を堆積し、若しくは工作物等を設けてはならない。
- 3 管理者は、工作物その他の障害物のためメーターの設置場所が不適当と認める場合は、メーターの設置場所の変更を命ずることができる。

(給水の制限及び停止の予告)

第8条 条例第15条第2項の規定による予告は、市広報車、市広報紙等により行うものとする。

(給水の開始及び承認)

第9条 条例第16条に規定する給水契約の申込みは、様式第6号による。ただし、給水装置工事（この場合において撤去を除く。）を併せて行う場合にあっては、当該工事の申込みをもって給水契約の申込みがあったものとみなし、その承認は条例第7条第2項に規定する管理者の工事検査に合格したことをもって承認したものとみなす。

（管理人の選定等届）

第10条 条例第17条第1項に規定する管理人の選定及び変更の届出は、様式第7号による。

（届出の様式）

第11条 条例第20条第1項又は第2項第1号の届出は、次に定めるところによる。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき 様式第8号
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき 様式第9号
- (3) 簡易水道の使用を中止するとき 様式第10号

（消火栓の演習使用届）

第12条 条例第21条に規定する消火栓を消防の演習に使用するときの届出は、様式第11号による。

第4章 料金等

（料金の算定等）

第13条 条例第25条の料金は、定例日に算定することとし、その結果を書面により水道使用者等に交付する。

（使用水量の認定）

第14条 条例第26条の規定による使用水量の認定に当たっては、前3回の平均使用水量及び前年同期の使用水量その他の使用状況を勘案するものとする。

（料金徴収後の過不足精算）

第15条 料金徴収後算定に過誤があったときは、翌定例日の料金徴収の際に精算する。

（分担金及び水道料金の減免）

第16条 条例第30条の特別な理由があると認める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とし、その減ずる額又は免除については、管理者が定めることとする。

- (1) 分担金 市が設置する場合又は管理者が必要と認めた場合
- (2) 水道料金 漏水があった場合（ただし、1期分の水道料金に限る。）

2 条例第30条の規定による分担金及び水道料金の減免は、申請によることとし、次に定めるところによる。

- (1) 分担金を減免しようとするとき 様式第12号
- (2) 水道料金を減免しようとするとき 様式第13号

第5章 管理

（管理上の措置）

第17条 条例第32条及び第33条の規定による管理上の措置を要する者は、次のとおりとする。

- (1) 承認を受けないで、給水装置を新設し、又は改造した者
- (2) 給水装置の構造又は材質が基準に適合していないものを使用した者
- (3) メーターの点検修理の障害となる行為を行った者

2 前項の措置は、期限を付して行わせるものとし、期限までに行わないときは、又は緊急やむを得ないときは、市において行うものとする。

3 前項に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

（給水の停止）

第18条 条例第34条第1号の指定期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 工事費及び修繕費 納付義務が発生して30日を経過した日
- (2) 水道料金 納付期限後100日を経過した日

2 条例第34条の規定による給水を停止しようとするときは、あらかじめ書面により予告するものとする。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第19条 条例第37条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状況により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれのあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雜則

(補則)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条第1項、第3条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

(表)

【簡水】給水装置工事申請書			受付 No. _____ 号
伊豆の国市長 宛			
給水装置工事の施工を申請します。施工については、簡易水道事業給水条例及び施行規程を遵守します。			
年 月 日			
申請者 (所有者)	住所	電話番号	
	ふりがな 氏名		
使用者	住所	電話番号	
	ふりがな 氏名		
指定給水装置 工事事業者	住所	電話番号	
	名称		
設置場所	伊豆の国市		入居予定 年 月 日
工事の種類	新設 修繕	・ ・	改造 (増設、口径変更を含む。) 撤去
建物	構造	造	階建
	種類	持家 借家 アパート	その他 ()
量水器	口径	mm	個
利害関係人の同意	私、所有の 建物又は土地に給水装置を 設置すること に同意します。 なお、本同意により支障が生じたときは、当事者間で解決します。 住所 _____ 氏名 _____ (署名又は記名押印)		
給水装置工事設計審査申込日		年 月 日	
加入金等納付書発行日		年 月 日	
備考			受付印

(裏)

位置図

様式第2号（第2条第2項関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

受付 No. 号

【簡水】仮設給水申請書

伊豆の国市長 宛

特別給水装置を設置し、仮設給水を申請します。

設置場所		伊豆の国市		
所有者		住所		
		氏名		
支払者		住所		
		氏名		
使用期間		開始日	年 月 日	
		終了日	年 月 日	
No.	取付日	メーター番号	指針	備考
1			m ³	
2			m ³	
3			m ³	
4			m ³	
5			m ³	
6			m ³	

上記の期間が過ぎたときは、撤去されても異議の申立てはしません。

年 月 日

(伊豆の国市指定給水装置工事事業者)
申請者 住 所
氏 名

様式第3号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

(表)

整理番号 一 [新・改]

【簡水】給水装置工事設計審査申請書		受付	第年月日 号		
本書のとおり、給水装置工事を施工したいので、設計審査を申請します。施工については、簡易水道事業給水条例及び施行規程を遵守することを誓約します。		受付印			
なお、給水装置工事については、責任をもって施工します。					
年 月 日 伊豆の国市長 宛					
伊豆の国市指定給水装置 工 事 事 業 者		住所 氏名	電話	—	
主任技術者	氏名 住所 電話				
設置場所	伊豆の国市 番地		使用者氏名		
予定期工期	年 月 日 ~ 年 月 日				
施工承認	市長	部長	課長	課僚	受付者
承認条件					
材 料 明 細	品名	形状寸法	単位	数量	摘要
	計				

(裏)

配管図（量水器より2次側配管） S = 1 :

(注)管路については朱書きとする。

(量水器設置場所の詳細がわかるもの。建築確認の平面図、配置図の写し可)

案内図

(注) 量水器の位置を変更した場合は、変更前のメーターの位置も記入すること。

様式第4号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

【簡水】給水装置工事検査申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

伊豆の国市指定給水装置工事事業者

氏 名

給水装置工事が完了したので、給水工事竣工台帳を添付し工事検査を申請します。

設置場所	伊豆の国市 借家・アパート名 (番地)					
メーター	口 径	番 号	指 針	受 水 槽	数 量	容 量
	mm		m ³		箇	m ³
水栓個数	栓	建 物 階 数	階	簡易水道以外の水道使用の有無 有・無 有の場合 ()		

以下は記入しないでください。

検査年月日	年 月 日
検査員職氏名	職 氏名
立会主任技術者名	
結果	合 格 • 不 合 格
指示事項	
再検査年月日	年 月 日
備考	受付印

様式第5号（第5条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

(表)

整理番号 一

〔 新 · 改 〕

【簡水】給水装置工事竣工台帳							受付	第年月日						
本書のとおり、給水装置工事が完了したので届け出ます。 使用については、簡易水道事業給水条例及び施行規程を遵守することを誓約します。 なお、アパート・借家においては、家主である私が給水装置の使用、その他について責任を負います。							受付印							
年 月 日 伊豆の国市長 宛				申請者 住所 氏名	番地 電話			一						
設置場所		伊豆の国市			工事施工者 (伊豆の国市指定給水装置工事事業者名) 住所 氏名									
使用者氏名														
工事種別			使用目的		主任技術者 住所 氏名									
建築構造			水栓個数	個										
メータ一口径										mm				
着工・竣工年月日		年 月 日～ 年 月 日												
材料明細	品名	形状寸法	単位	数量	案内図					受付者				
					給水の承認印	市長		部長	課長	課僚				
					検査員	承認の条件								
					竣工検査日					年 月 日				
					メータ一番号									
				水栓番号										
				メータ一位置										
				メータ一指針										
				備考										
計				円										
竣工検査手数料		円		仮設メーター	m ³		円	合計	円					

(裏)

配管図 (メーターより 2 次側配管) S = 1 :
(注)管路については朱書きとする。

本管から分岐・取出し図 (分岐箇所より 量水器まで) S = 1 :
(注)管路については朱書きとする。

配管図 S = 1 :

道路横断図 S = 1

様式第6号（第9条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

【簡水】簡易水道使用開始申込書

年　月　日

伊豆の国市長　宛

申請者　住所
氏名

簡易水道の使用を　　年　　月　　日から開始したいので申し込みます。

フリガナ 使用者氏名				電話番号		
設置場所	伊豆の国市　番地 借家・アパート名（　　）					
支払者氏名				電話番号		
請求先						
所有者氏名				電話番号		
所有者住所						
水栓番号	整理番号				口径	メーター番号
	所	地区	個番	枝番		
開栓日	時間		用途	検満月	開栓時指針	
．．						
備考 支払方法（口座・納付書）					受付印	

様式第7号（第10条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

【簡水】管理人選定（変更）届

年　月　日

伊豆の国市長　宛

給水装置所有者　住所
氏名

次のとおり管理人を選定（変更）したので届け出ます。

給水装置設置場所 名　　称		伊豆の国市		
管　理　人	住　　所			
	氏　　名		電話番号	
備　　考				

（注）　所有者が2人以上の場合は、下記に連名押印のこと。

その他の給水装置所有者

住所

氏名

様式第8号（第11条第1号関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

【簡水】簡易水道使用者名等変更届

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

届出者　住所
氏名

簡易水道の使用者の氏名又は住所について変更があったので届け出ます。

設置場所		伊豆の国市 番地 借家・アパート名（　　）				
変更前	フリガナ 氏 名	電話番号（　　）				
	住 所					
変更後	フリガナ 氏 名	電話番号（　　）				
	住 所					
変更年月日		年　月　日				
変更理由						
水栓番号		整理番号 所　地区　個番　枝番			口径	メーター番号
備考						受付印

様式第9号（第11条第2号関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

【簡水】給水装置所有者名義変更届

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

届出者　住所
　　氏名

給水装置の所有者の名義について変更があったので届け出ます。

設置場所		伊豆の国市 番地 借家・アパート名（　　）				
変更前	フリガナ 氏名	電話番号（　　）				
	住所					
変更後	フリガナ 氏名	電話番号（　　）				
	住所					
変更年月日		年　月　日				
変更理由						
水栓番号		整理番号			口径	メーター番号
		所	地区	個番		
備考						受付印

（注） 所有者の名義に変更があったことを証する書類の写しを添付すること。

様式第10号（第11条第3号関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

【簡水】簡易水道使用中止届

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

届出者　　住所
　　氏名

簡易水道の使用を　　年　月　日から中止したいので届け出ます。

使用　者　氏　名				電話番号	
設　置　場　所	伊豆の国市　　番地 借家・アパート名（　　）				
支　払　者　氏　名				電話番号	
請　求　先					
所　有　者　氏　名				電話番号	
所　有　者　住　所					
移　転　先					
水　栓　番　号	整　理　番　号			口　径	メーター番号
	所	地区	個番		
閉　栓　日	時　間	用　途	検　満　月	閉栓時指針	
備考 精算方法（口座・納付書）					受　付　印

様式第11号（第12条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

【簡水】消火栓使用届

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

届出者　　住所
　　氏名

次のとおり、消火栓を使用したいので届け出ます。

使　用　者　氏　名	電話					
使　用　消　火　栓　所在　地	伊豆の国市					
使　用　栓　数	栓					
使　用　日　時	午 前 午 後	午 時 午 後	午 分から 午 後	午 前 午 後	午 時 午 後	午 分まで
使　用　理　由						

様式第12号（第16条第2項第1号関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

【簡水】基本加入分担金減額（免除）申請書

年　　月　　日

伊豆の国市長　宛

申請者　　住所
　　氏名

基本加入分担金の減額（免除）を申請します。

設置者氏名	電話
給水装置場所	伊豆の国市 番地 借家・アパート名（　　）
申請理由	

様式第13号（第16条第2項第2号関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

【簡水】水道料金減額（免除）申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

申請者 住所
氏名

水道料金の減額（免除）を申請します。

使用者 氏名	電話	
給水装置場所	伊豆の国市 番地 借家・アパート名 ()	
水栓番号	メーター番号	
申請理由 (漏水原因等)		
漏水修理欄 説明欄	年 月 日に修理をしたことを証明します。 年 月 日 指定給水装置工事事業者	

以下、担当課使用欄

1 減免対象使用水量

減免対象使用期	減免対象使用水量
年 期	m ³

2 認定水量（前年同期水量又は基準水量）

前年同期水量 (A)	基準水量 (B)	認定水量 (A) 又は (B)
(年 期) m ³	年 期	m ³
	年 期	m ³
	年 期	m ³
	平均	m ³

3 漏水水量

減免対象使用水量 ①	認定水量 ②	漏水水量 ① - ②
m ³	m ³	m ³